

労働者派遣事業情報提供

『労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律』の

第23条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報を公開いたします。

※令和 7年 6月1日現在



1. 労働者派遣に関する料金の額の明示及びマージン率等（第34条の2・第23条第5項）

拠点名称	株式会社東和コーポレーション		
拠点の所在地	東京都八王子市横山町6-9 丸多屋ビル6階		

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (① - ②) ÷ ①
6	5	28,740	17,664	38.5%

労働者派遣に関する料金額には、所定外、深夜、休日ほか各種手当、福利厚生費、交通費等が含まれます。

2. マージンに含まれる費用

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、 労災保険料などの事業主負担分		
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金（派遣先への請求はできません）		
会社運営経費	健康診断費用	一般健診及び生活習慣病予防健診の受診費用	
	募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費（求人誌及びインターネット等） 登録会場費	
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用 (登録受付・教育訓練・派遣先紹介・事務管理費等)	
	営業費用	営業スタッフの人事費及び活動費・法廷手続費用・事務所費・通信費等	
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用 会社運営経費を差し引いた利益		

3. 派遣労働者の教育訓練に関する事項

教育訓練は、自身の経験やスキルに合わせてスキルアップする機会を提供します。

研修方法 OJT、e-ラーニング、外部講習等

研修内容 一般常識、モラル、ビジネスマナー、個人情報、機密情報の取り扱い、コミュニケーション、安全衛生、その他業務研修など

4. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティング相談窓口 キャリコンサル担当 メールアドレス haken-info@to-wa.co.jp

5. 労使協定に関する事項（法第30条の4第1項）

労使協定を締結しており、労使協定の対象となる派遣労働者は弊社と派遣契約を締結する全ての労働者
労使協定の有効期限は2026年3月31日